

浅口市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年11月6日

浅口市	監査委員	円尾	純也
同		香取	良勝

浅監第 96 号  
令和 2 年 1 1 月 5 日

請求人  
(氏名省略) 様

浅口市 監査委員 円尾 純也  
同 香取 良勝

浅口市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和 2 年 9 月 8 日付けで地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。) 第 2 4 2 条第 1 項の規定により提出された浅口市職員措置請求について、監査した結果を同条第 5 項の規定により、下記のとおり通知する。

記

1 請求の受付

(1) 請求人

住所 (住所省略)

氏名 (氏名省略)

(2) 請求書の提出日

令和 2 年 9 月 8 日

(3) 請求の内容

請求人が提出した浅口市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

## 住民監査請求書

浅口市監査委員様

令和2年9月8日

提出者 住所 (住所省略)

職業 (職業省略)

氏名 (氏名省略)

(趣旨)

浅口市は浅口市金光町行政協力業務委託実施要綱(別紙添付、以下、本要綱)、行政協力業務委託契約書(別紙添付、以下、本契約書)により金光町の区長と行政協力業務委託契約(以下、本契約)を締結し、行政協力業務委託金を支払っている。この様な行政協力業務は金光町以外の地区代表者も同様に行っており、金光町の区長とのみと契約し委託金が支払われていることは不当な公金支出である。

よって監査委員は市長に対し次のことを勧告するよう求める。

「市長は関係機関に対し、上記違法不当な公金支出行為に対する必要な措置を講ずること」

(理由)

1) 昨年までの本要綱は

(目的)

第1条 この告示は、市政の事務事業を円滑に推進するために、浅口市金光町の行政業務を自治組織の代表者である区長に委託し、もって市政の発展に資することを目的とする。

(行政協力業務)

第2条 市長は、次の各号に掲げる行政協力業務を区長に委託することができる。

(1) 連絡調整 市行政事務の周知

(2) 調査協力 市の各機関の調査及び報告

(3) 事業協力 市行政の円滑な推進を図るために必要な事業への協力

本契約書は

(委託業務)

第1条 甲は、次に掲げる業務を乙に委託する。

(1) 連絡調整 市行政事務の周知に関すること。

(2) 調査協力 市の各機関の調査及び報告に関すること。

(3) 事業協力 各種委員の推薦、防災及び環境美化等市行政の円滑な推進するために必要な事業への協力に関すること。

と規定されている。

この様な協力業務は請求の(趣旨)に述べたように金光町以外の地区代表者も同様に行っている。

尚、本年度から本要綱第1条、第2条の区長が地区代表者に置き換わっている。

2) 令和元年6月浅口市議会第2回定例会会議録(第2)抜粋(別紙添付)金光総合支所長答弁を読むと「各種委員を区長が権限を持って決める」ことは本要綱の行政協力業務、本契約の委託業務と解される。

また、平成元年度の行政協力業務委託契約書第1条(3)に各種委員の推薦が事業協力として規定されている。

しかしながら、金光町以外でも各種委員の推薦はそれぞれの地区代表者によって行われている。

尚、平成元年度の行政協力業務委託契約書第1条(3)から「各種委員の推薦、環境美化等」が削除されており、行政協力業務における金光町以外の地区代表者との差異がなくなっている。

3) 3町合併から十数年たったにも関わらず、金光町においてのみこの様な契約が行われているのは違法である。

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明を添付の上、必要な措置を請求します。

添付書類

浅口市金光町行政協力業務委託実施要綱(平成27年3月23日告示)

同(令和2年5月13日告示)

令和元年度6月浅口市議会第2回定例会会議録(第2)抜粋

(以上、内容は原文のまま掲載、ただし、添付書類は省略した。)

なお、請求書中の平成元年度の行政協力業務委託契約書とあるのは、令和元

年度の行政協力業務委託契約書と解した。)

また、令和2年9月30日に請求人から以下の補完証拠の提出申請書が追加提出された。

- 1) 金光総合支所市民生活課令和元年9月17日付け起案書  
＜標題＞区長会議の在り方について
- 2) 金光総合支所市民生活課令和元年10月15日付け起案書  
＜標題＞行政協力業務委託連絡会議（旧区長会議）の開催について
- 3) 令和2年度 組合長名簿
- 4) 地方自治法関係条文抜粋（写し）
- 5) 金光総合支所市民生活課令和2年4月1日付け起案書  
＜標題＞行政協力業務委託契約について
- 6) 金光総合支所市民生活課令和2年4月1日付け起案書  
＜標題＞令和2年度金光町行政協力業務委託料の支払いについて
- 7) 支出負担行為書  
＜件名＞浅口市金光町行政協力業務委託
- 8) 金光総合支所市民生活課令和2年4月23日付け起案書  
＜標題＞浅口市金光町行政協力業務委託実施要綱の改正について

（各書類省略）

#### （4）請求の受理

本件措置請求については、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和2年9月15日に、請求書の受付日付けでこれを受理することを決定した。

## 2 監査の実施

### （1）監査対象事項

本件措置請求書から、請求人が求める措置内容を次のように解した。  
合併から十数年経ったにも関わらず金光町の区長のみと行政協力業務委託契約を締結し、委託金を支払っていることは違法である。  
よって、これらの違法不当な公金支出に対して必要な措置を講ずることを求める。

(2) 監査対象部局

金光総合支所市民生活課

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和2年10月6日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定に基づき、金光総合支所市民生活課の職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ① 合併後十数年経過したが、鴨方町、寄島町の地区代表者と金光町の地区代表者とで全く同じ行政協力を行っているにも関わらず、金光町の地区代表者のみと契約し、委託金を支払うことは憲法に照らし合わせても問題があり、違法である。
- ② 行政区という名称で区を設置しているが、地方自治法上は行政区や区長会などの専門委員を置くことができる規定はない。条例に基づき地域自治区が設定できるだけであり、この運用による公金支出は違法である。

(4) 関係職員の陳述

令和2年10月6日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ① 金光町行政協力業務委託実施要綱に基づき、令和2年8月5日に11名の地区代表者に委託金の支払いを行っている。適正に処理されていると考えている。
- ② 令和2年8月5日に市の顧問弁護士に相談し、違法性はないとの回答を得ている。
- ③ 令和2年9月定例会の一般質問においても、合併後14年以上が経過する中、金光町だけを対象とした制度であるので改善に向け調整したいと答弁している。

### 3 監査の結果

(1) 事実関係の確認

① 関係法令等

ア 浅口市金光町行政協力業務委託実施要綱

(ア) 第2条 市長は、次の各号に掲げる行政協力業務を地区代表者に委託することができる。

(1) 連絡調整 市行政事務の周知

(2) 調査協力 市の各機関の調査及び報告

(3) 事業協力 市行政の円滑な推進を図るために必要な事業への協力

(イ) 第3条 市長は、行政協力業務を委託するに当たり、地区代表者と行政協力業務委託契約書(様式第1号)により契約を締結するものとする。

(ウ) 第3条第2項 地区代表者は、前項に規定する契約を締結するに当たり、受託届出書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(エ) 第4条 市長は、前条第1項の規定により契約を締結した地区代表者に対して、行政協力業務委託金(以下「委託金」という。)を支払うものとする。

(オ) 第5条 委託金の額は、1地区当たり5万円(消費税を含む。)とする。

イ 本件委託業務に係る事実(事実を確認した書類)

要綱改正起案 令和2年5月1日決裁済

様式1号 行政協力業務委託契約書 11地区と締結済

様式2号 受託届出書 11地区受付済

支出負担行為書 令和2年4月1日決裁済

支出命令書 令和2年7月20日決裁済

委託金支払 令和2年8月5日 11地区へ支払済

② 前回監査結果について

請求人は、平成30年度に浅口市金光町行政協力業務委託金の支払いの違法性を指摘し監査請求(平成30年11月2日受理。以下「前回監査請求」という。)した者であり、その監査結果については、平成30年12月27日付け浅口市監査公表第2号(以下「前回監査結果」という。)により、理由がないものとして棄却している。

本請求は、対象となる財務会計行為は異なるものの、前回監査請求と同趣旨のものと判断し、前回監査結果を踏まえ検証することとする。

## (2) 判断

区長とは、地域住民相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組む地域を代表している者と言える。令和2年5月に要綱及び委託契約書の内容の一部を改正しているが、これは単なる名称の変更や体裁を整えたに過ぎず、内容そのものを改めたわけではない。

また、本要綱は合併の際に旧金光町の制度を引き継いだものであり、今なお運用していることだけで市長の裁量権の逸脱・濫用があるとは認められず、直ちに不当であるとは言えない。

よって、前回監査結果と同様、市長が浅口市金光町行政協力業務委託実施要綱第3条により行政協力業務を委託するにあたり、金光町の区長あるいは地区代表者個人と行政協力業務委託契約書により契約を締結し委託金を支出することに違法な事由は認められない。

## 4 結論

監査対象とした財務会計行為は、監査の結果、違法性、不当性は認められないため、棄却する。

## 5 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を述べる。

前回監査結果や平成28年度定期監査結果報告書でも「合併後未だに調整が進んでいないものの一つであり、早急な改善を要望する。」と意見を述べている。

しかしながら、令和2年9月の定例会の一般質問においても「制度の内容、市内の自治組織の現状等を精査し、市全体の均衡を保つように統一的な調整を図っていく必要があると考えている。」との答弁に留まる。合併後14年が経過しているにも関わらず、未だ現状の精査さえ行われていないように見受けられ、合併後の調整について真摯に取り組む姿勢が感じられない。

行政の公平性が求められている中、直ちに検証を行い、早急な改善を求める。